

○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部改正に関する概要及び運用上の留意事項について

〔 令和 3 年 5 月 3 1 日 〕
〔 例規甲（備二危）第 14 号 〕

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 10 号。以下「改正法」という。）が令和元年 6 月 13 日に施行されたが、その概要等は次のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

記

第 1 改正法の概要

1 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号。以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）の一部改正

（1）題名

小型無人機等飛行禁止法の題名を「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」とすることとされた。

（2）目的

小型無人機等飛行禁止法の目的に、防衛関係施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これに対する危険を未然に防止し、もって我が国を防衛するための基盤の維持に資することを追加することとされた（第 1 条関係）。

（3）対象防衛関係施設の指定等

ア 防衛大臣は、自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 2 条第 1 項の施設及び区域のうち、この法律の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを対象防衛関係施設として指定することができるものとされた。この場合において、防衛大臣は、併せて対象防衛関係施設の敷地又は区域を指定するものとされた（第 6 条第 1 項関係）。

イ 防衛大臣は、当該対象防衛関係施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね 300 メートルの地域を、対象施設周辺地域として指定するものとされた（第 6 条第 2 項関係）。

ウ 防衛大臣は、それぞれの指定をしようとするときは、あらかじめ、警察庁長官（海域（海上保安庁法（昭和23年法律第28号）に規定する特定の遠方離島を含む。）を含む場合は、併せて海上保安庁長官）と協議しなければならないものとされた（第6条第3項関係）。

エ 防衛大臣は、それぞれの指定をする場合には、必要な事項を官報で告示するとともに、インターネット等で周知するものとされた（第6条第4項等関係）。

オ 指定の解除の手続は、指定と同様とされた（第6条第5項等関係）。

(4) 対象防衛関係施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止等

ア 対象防衛関係施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止するものとされた（第9条第1項関係）。

イ アの例外として、対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空における小型無人機等の飛行については、対象防衛関係施設の管理者の同意を得なければならないものとされた。このため、国又は地方公共団体の業務を実施するために行うものであっても、対象防衛関係施設の管理者の同意を得なければならないこととなる（第9条第2項関係）。

ウ イについて、対象防衛関係施設周辺地域の上空において例外的に小型無人機等の飛行を行おうとする者は、管轄する都道府県公安委員会及び管区海上保安本部長等並びに当該対象防衛関係施設の管理者にその旨をあらかじめ通報しなければならないものとされた。ただし、対象防衛関係施設の管理者又は管理者の同意を得た者が、対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において小型無人機等の飛行を行う場合であって、当該通報を行うことが困難な場合において、当該対象施設の管理者が、防衛大臣が警察庁長官等に協議して定めるところにより、当該小型無人機等の飛行の識別を容易にするため必要な当該通報に代わるべき措置をとるときは、例外とするものとされた（第9条第3項関係）。

(5) 対象防衛関係施設の安全の確保のための措置

対象防衛関係施設（自衛隊の施設に限る。）においては、警察官等のほか、当該対象防衛関係施設を職務上警護する自衛官が、違反者に対するその周辺地域からの退去等の命令及び命令に係る措置が困難な場合の機器の破損等の措置を行うことができるものとされた。ただし、当該対象防衛関係施設及びその指定敷地等の外側及びその上空における当該自衛官の職務の執行は、警察官等がその場にいない場合において、防衛大臣が警察庁長官等に協議して定めるところにより行うとき有限るものとされた（第10条第3項関係）。

(6) (4) イの例外に該当しない場合に対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において小型無人機等の飛行を行った者並びにオの命令に違反した者に対する罰則を定めるものとされた（第12条関係）。

2 平成三十二年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）の一部改正

(1) 対象大会関係施設の指定等

ア 文部科学大臣は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の要請があったときは、会場その他の施設のうち、大会の円滑な準備又は運営を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象大会関係施設として指定することができるものとされた。この場合において、文部科学大臣は、併せて当該対象大会関係施設の敷地又は区域を指定するものとされた（第29条第1項関係）。
イ 文部科学大臣は、対象大会関係施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの地域を、対象大会関係施設周辺地域として指定するものとされた（第29条第2項関係）。

(2) 対象空港の指定等

ア 国土交通大臣は、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港のうち、大会の選手その他の関係者の円滑な輸送を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象空港として指定することができるものとされた。この場合において、国土交通大臣は、併せて当該対象空港の敷地又は区域を指定するものとされた（第30条第1項関係）。

イ 国土交通大臣は、アにより対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域を指定するときは、当該対象空港の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの地域を、当該対象空港に係る対象空港周辺地域として指定するものとされた（第30条第2項関係）。

(3) 対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行に関する法律の準用及び適用

ア 対象大会関係施設及び対象空港について、指定及び解除の手続並びに小型無人機等の飛行の禁止及びその例外、都道府県公安委員会等への事前通報、警察官等による安全確保の措置、罰則等に関し、組織委員会又は対象空港の管理者による同意その他の事項に係る所要の読み替えを行った上で、既存の規定を準用し、又は適用するものとされた（第29条第3項、第30条第3項及び第31条第1項等関係）。

対象空港及びその指定敷地等の上空における小型無人機等の飛行については飛行の禁止の例外として、対象空港の管理者の同意を得なければならないものとされた。このため、国又は地方公共団体の業務を実施するために行うものであっても、対象空港の管理者の同意を得なければならないこととなる（第31

条第1項関係)。

イ 対象空港の管理者は、違法に小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、滑走路の閉鎖その他の危険を未然に防止するための措置をとるものとされた(第31条第2項関係)。

第2 留意事項

1 改正法による改正後の小型無人機等飛行禁止法等の運用に係る事項

(1) 対象施設の指定等

改正法による改正後の小型無人機等飛行禁止法(以下「改正小型無人機等飛行禁止法」という。)等により小型無人機等の飛行禁止の対象となる対象防衛関係施設、対象大会関係施設及び対象空港(以下「対象施設」という。)については、改正小型無人機等飛行禁止法第6条等において、それぞれ防衛大臣、文部科学大臣及び国土交通大臣により指定等が行われるものとされているところ、指定等の具体的な内容等については、関係都道府県警察に対し、追って通知する。

(2) 防衛大臣と警察庁長官等の協議

ア 改正小型無人機等飛行禁止法第9条第3項ただし書関係

対象防衛関係施設の管理者又は管理者の同意を得た者が対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において行う小型無人機等の飛行に係る通報に代わるべき措置等については、改正小型無人機等飛行禁止法第9条第3項ただし書において、防衛大臣が警察庁長官に協議して定めるところによるものとされているところ、この具体的な内容については、別に定めるものとする。

イ 改正小型無人機等飛行禁止法第10条第3項関係

対象防衛関係施設(自衛隊の施設に限る。)において、当該対象防衛関係施設及びその指定敷地等の外側及びその上空において当該対象防衛関係施設を職務上警護する自衛官が行う職務の執行については、改正小型無人機等飛行禁止法第10条第3項により、警察官等がその場にいない場合において、防衛大臣が警察庁長官等に協議して定めるところにより行うとき限りのものとされているところ、この具体的な内容については、別に定めるものとする。

(3) 対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空並びに対象空港及びその指定敷地等の上空において警察が行う小型無人機等の飛行

改正小型無人機等飛行禁止法第9条第2項においては、対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空における小型無人機等の飛行につき、飛行の禁止の例外として、対象空港の管理者の同意を得なければならないものとされ、国又は地方公共団体の業務を実施するために行うものであっても、対象防衛関係施設の管理者の同意を得なければならないものとされているところ、警察が緊急時等に対象防衛関係施設及びその指定敷地等の上空において行う小型無人機等の飛行について

は、別に定めるものとする。

改正小型無人機等飛行禁止法第18条第1項に定められる対象空港及びその指定敷地等の上空における小型無人機等の飛行についても、同様である。

2 改正法の内容に関する周知・教養の実施

対象施設の警戒警備に当たる者、通報の受理等を担当する警察署の担当者等、同法の施行に関わる全ての者に改正法の内容に関する教養を実施し、改正小型無人機等飛行禁止法の適切な運用を図ること。

3 確実な小型無人機等対策の徹底

改正小型無人機等飛行禁止法に基づき対象施設が指定された場合には、指定の状況を踏まえ、対象施設の管理者等との連携を密にするとともに、必要な場所に適切な資機材を配備するなど、情勢に応じた小型無人機等への対処体制を構築すること。特に、新たに指定される対象施設の管理者との連携に配意すること。

1（2）の協議で定める内容の実施に遺漏なきよう、対象防衛関係施設の管理者との連絡体制を確立すること。

引き続き、小型無人機等対策として、小型無人機等の飛行防止対策、早期発見対策を徹底すること。また、資機材を活用した事前訓練を実施するなどし、実際に小型無人機等の飛行事案が発生した場合の対応に遺漏がないようにすること。